

【広告放映における補償基準（免責事項）】

【放映補償に関する基本的な考え方】

1. 自然災害、法定伝染病、感染症、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、施設における災害・事故、電力会社による停電、ネットワークの不通、その他不可抗力に帰する事由による放映回数減については補償範囲外とします。
2. 放送事故の認定、補償については店舗単位で行います。
3. 年数回程度の店舗法定点検による休業日や、店舗改装工事による休業日、および店舗都合による休業や営業自粛、時短営業等については、放映しないものとしします。
4. 店舗改装工事は店舗規模により数日間要する場合がございます。また、ご報告が事後となる場合もございます。
5. 各店舗の媒体設置場所は店舗計画、催事、リニューアル等により変更となる可能性がございます。
6. 放映保証回数は稼働時間の80%とします。
7. 弊社又は店舗側の責により、期間内において放映保証回数に到達しなかった場合は、8.に定める方法にて同数の補償をするものとしします。
8. 補償方法については、基本的に以下順位とし、協議の上決定するものとしします。
 - ① 放映期間内・同一店舗での追加出稿による回数補償
 - ② 放映期間終了後速やかに、同一店舗での未達分の放映による補償
 - ③ 期間内・終了後共に補償ができない場合、料金減免対応とさせていただきます（店舗ごとの比重は同一とする）

（補足）

- ・社会的要因等により広告として掲載することが不適切とみなされる事情が発生した場合、広告放映契約成立後または広告放映が開始された後においても、弊社裁量にて、広告主様に対する債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく、全部または一部の放映を直ちに停止、中断、または中止できるものとしします。またこの場合、既に放映済み分の料金支払いを免れるものではありません。